

第4章

E U

関税	
(1) 高関税品目	136
(2) 分類問題	136
アンチ・ダンピング	
AD 措置の自動的拡大	138
基準・認証制度	
(1) 廃電気電子機器指令（WEEE）、電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する 指令（RoHS）及び廃電池指令改正案	139
(2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令（EuP）案	140
(3) 化学品規制（REACH）	141
サービス貿易	
オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制	142
地域統合	
(1) 譲許税率の引き上げ	143
(2) AD 措置の自動的拡大	144
(3) ポーランドの自動車関税引上げ	144

関 税

(1) 高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は 3.9 % であるが、トラックの関税率は 22 %、乗用車の関税率は 10 % と高水準のまま残っており、また、家電(最高 14 %)、繊維(最高 12 %) 分野の関税率は他の先進国に比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて著しく厳しい競争条件にさらされている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、上記のようなタリフピークを解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところ。

(2) 分類問題

ITA 対象製品を無税とする一方、14 % の高関税を維持している家電製品を初めとして、その他エレクトロニクス製品に対して高い関税を課しているのは、これらの技術的融合が進む中、関税分類の恣意的な適用問題を惹起している。

① デジタル複合機の関税分類

<措置の概要>

デジタル複合機（プリンタ、コピー、スキャ

ナー、ファックス等の機能を複合化しネットワークにつなげて使用することを前提としたデジタル多機能機）は、コンピュータとの接続による出力を主要な機能とした情報機器であり、本来 HS コード 8471（コンピュータの周辺機器）に分類され関税は 0 % であるべきであると考えられる。しかしながら、EU は HS 9009（アナログ式の複写機）に分類し 6 % の関税を賦課している。なお、日本及び米国ではデジタル複合機は HS 8471 に分類され、関税は 0 % である。

<国際ルール上の問題点>

デジタル複合機は新製品でありどこに分類すべきか国際的なコンセンサスが得られていないため、新製品の関税分類を決定する WCO（世界税関機構）の HS 委員会において議論がなされてきたところであるが、デジタル複合機の上記機能に着目し、HS コード 8471（コンピュータの周辺機器）に分類することが期待される。

<最近の動き>

本件は 98 年にブラジルより WCO に問題提起があつて以来、議論が継続されている。2001 年 5 月に行われた投票では HS 8471 に分類することが多数となったが、反対国が留保権を行使し議論継続となり、2002 年 11 月に行われた投票では HS 9009 に分類されることが多数となったが、反対国が留保権を行使し議論が再び継続されることとなった。2003 年 11 月に行われた第 3 回目の投票では、我が国は広範な説得努力を行ったところ、結果は同票となり、これを受けて、2007 年発効に向けた HS 分類改訂作業の中で専用の分類が新設されることになった。

我が国としては、2007 年の改正に伴う新設分類の税率設定において、EU が 0 % を採用するよう要求していく必要がある。また、ITA は IT

製品の関税撤廃を目的として参加国間で合意された協定であるところ、プリンタ、スキャナー、ファックスなど既に ITA の対象となっている機能を複合化し、より高度化した製品が ITA の対象とされないのは ITA の本来の目的に合致しない。従って、このような複合化、高度化した製品が ITA 対象品目に明確に含まれるよう、ITA 品目の拡大も視野に入れて交渉していくことが重要である。

②デジタル・ビデオ・カメラ（カムコーダ）の関税問題

<措置の概要>

EU の関税分類では、内蔵するカメラ部からの信号だけでなく外部機器からの信号も録画可能なビデオ・カメラと不可能なビデオ・カメラを区別して、それぞれ 14 % と 4.9 % という異なる関税率を設定している。これについて EU は 2001 年 7 月、外部機器からの録画 (DV-IN) が「制御されている場合であってもソフトウェアによりそれが解除できる」モデルについても 14 % の関税が課されるとの関税分類の解釈を官報に公表した。そのため、従前関税率 4.9 % の製品として輸入されていた、DV-IN 機能が作動しないようにソフトウェアで制御しているモデルが、関税率 14 % の製品として扱われることとなった。更に、一部 EU 加盟国は、関税率 4.9 % で通関していた過去の輸入品について 3 年分にわたって、輸入申告が誤りであったとして事後に関税未納額を徴収する旨、事業者に対して通知している。

<国際ルール上の問題点>

本件は、WTO 上の譲許の問題ではないが、上記のような不公正な関税分類の変更は事業者の予見可能性を著しく害し、公正な取引を阻害するものである。

<最近の動き>

本件については、2005 年 3 月に行われた日 EU 規制改革対話において、我が国から関税の追徴請求措置の撤回を要望したが、EU は、関税率の問題は WTO 交渉の場で議論すべきとして応じなかった。我が国としては、本件は関税率ではなく EU の関税分類の問題と考えており、今年度の規制改革対話でも引き続き同措置の撤回を求めていくべきである。

③フラット・パネル・ディスプレイの関税分類問題

<措置の概要>

2004 年に EU は、液晶や PDP (プラズマ・ディスプレイ・パネル) のパソコン／ビデオ両用 FPD (フラット・パネル・ディスプレイ) モニタの関税分類上の扱いを変更した。

当該モニタは、それまでコンピュータの出力装置 (HS 8471.60：関税率 0 %) として分類され輸入通関していたが、新たな分類の下ではビデオ信号を受けることからビデオモニタ (HS 8528.21：関税率 14 %) に分類されることとなり、高関税が賦課されるようになった。

<国際ルール上の問題点>

当該 FPD モニタは、HS 条約「関税率表」の第 84 類注 5 (B) の (b) の規定にある、「自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類」に該当することや、HS 条約の「品目表の解釈に関する通則」3 (b) において「(前略) 当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する」と規定されていることから、コンピュータの出力装置に分類されることが適当である。

しかし EU は、同通則 3 (c) の規定「(上記規定等により) 所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列

において最後となる項を決定する」を適用し、専ら自動データ処理システムに使用されるモニタのみコンピュータの出力装置として分類し、明らかに主として自動データ処理システムに使用されるモニタまでビデオモニタとして分類している。

世界経済の中で大きな位置を占め、積極的に市場アクセス向上を進めるべき立場にある EU が、このように不公正な関税分類の変更や高関税の賦課を行うことは、事業者の予見可能性を著しく害し、安定的な取引を阻害するものである。

<最近の動き>

2005 年 3 月、EU は、ビデオモニタに分類された FPD モニタのうち、画面サイズが 19 インチ以下で画面比が 4 : 3 あるいは 5 : 4 のものについて、2006 年末まで関税をゼロとする新たな規則を発表した。これにより、EU 向けに輸出されているほとんどのパソコン用モニタは無税となったが、これは暫定的な措置にとどまるため、同年に行われた日 EU 規制改革対話において、本措置に関する詳細な説明と、ビデオモニタに分類された FPD モニタ全てが恒久的にコンピュータの出力装置（関税 0 %）に分類されるよう関税分類の見直しを、EU に対して要望している。今後、本措置の見直しが行われる可能性について、引き続き注視していく必要がある。

アンチ・ダンピング

AD 分野は、EU においても隠れた保護主義が見られる分野である。EU の現行 AD 規則では AD 協定を踏まえた改正も見られ、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果が見られる。しかし、

これまで濫用的な運用が慣行化していた問題点については、文言上明らかな協定違反がないとしても裁量の中で温存されるおそれがある。特に EU の現行規則では、米国に比べて当局の裁量にゆだねられる部分が大きく、過去の運用が是正されるかどうかは判然としない側面（例えば、正常価額と輸出価格の非対称的な価格比較や Duty as a cost の取り扱い、課税対象範囲の問題等）があるため、今後協定整合的に運用されるかを注視していくことが重要である。

AD 措置の自動的拡大

<措置の概要>

EU は、2004 年 5 月に行われた 10 ヶ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロベキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス、マルタ）の拡大に伴い、現在の EU 加盟国（15 カ国）において適用している措置を、新規加盟国（10 カ国）にも自動的に適用した。

前回の 1995 年の EU の拡大の際においても、EU は、既存メンバーの 12 カ国が実施してきた AD 措置を新規加盟 3 カ国（オーストリア、フィンランド、スウェーデン）において自動的に適用した。そのため、我が国は、欧州委員会と交渉を行い、最終的には、要請があれば EU 全域を対象として AD 措置の簡易迅速なレビュー等を行うこととなり、交渉が終了した。

<国際ルール上の問題点>

関税同盟の加盟国の拡大に伴い、国内産業への損害の調査を新たに行うことなく、既存メンバーが実施してきた AD 措置を新規加盟国においても自動的に拡大することは、通商規則が従前より制限的なものであってはならないとする第 24 条 5 項の規定に反すると考えられる。また、AD 協定遵守の観点からも、AD 措置の対象範囲を広げる場合は、再度、AD 調査開始要件を

満たしているかどうか、ダンピング及び国内産業への損害の有無、ダンピングと損害の因果関係等を十分に検証することが必要であり、これら手続きが一切なされないまま、自動的に AD 措置を拡大することは、AD 協定違反であると考えてる。

<最近の動き>

2003 年 7 月、10 月の 2 回にわたり、EU 拡大に関する日・EU 非公式協議が開催された。我が国は、現在 EU が一部の日本製品に対して課している AD 措置について、新規加盟国においても自動的に AD 措置を適用することは AD 協定に不整合である旨主張し、措置を見直すよう EU 側に申し入れた。

しかしながら、EU は何ら措置を見直すことなく、2004 年 5 月の EU 拡大以降、新規加盟国においても自動的に AD 措置を適用している。

2007 年にもブルガリア、ルーマニアの EU 加盟が見込まれているところ、我が国としては、同様の問題が生じないように、引き続き注視すべきである。

基準・認証制度

(1) 廃電気電子機器指令 (WEEE)、電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令 (RoHS) 及び廃電池指令改正案

<措置の概要>

2003 年 2 月に発効した EU の廃電気電子機器指令 (WEEE) 及び電気電子機器中の特定有害物質の使用制限に関する指令 (RoHS) は、電気電子機器の廃棄防止や有害物質の使用抑制等を目的に含有成分規制として鉛、水銀、カドミウム等の使用を規制し (Substance Ban)、また、

同時に殆どすべての電気電子機器の回収・リサイクル義務を規定するものである。

一方、2003 年 11 月に欧州委員会で採択された EU 域内市場で販売されるすべての電池の回収とリサイクルを義務付ける指令案では、電池の焼却や埋め立てを回避する加盟国の電池回収・リサイクル制度に関する最低限の基準が提示されている。

<国際ルール上の問題点>

2000 年 6 月に欧州委員会で採択された WEEE 及び RoHS の両指令案の段階では、一部除外規定はあるものの、指定物質による一律的な規制となっている点について、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である可能性があった (TBT 協定第 2.2 条) ため、我が国を含め、関心国が TBT 委員会にて懸念を表明してきたが、最終的に成立した両指令自体は、それまで我が国が示して来た懸念を概ね考慮したものとなった。

現在、EU 加盟各国は、両指令に基づき、国内法の整備を進めており、英国、ギリシャなど一部加盟国を除き大半の国で国内法制化を終えたところである。RoHS 指令については、現在、技術適用委員会 (TAC: Technical Adaptation Committee) で適用除外事項の取り扱いが議論されているが、その決定内容如何によっては、目的を超えて貿易制限的な規制となるおそれがあること等の懸念材料があり、議論の遅れによる影響も含め、引き続き注視が必要である。

2004 年 12 月の理事会審議を終了し、2005 年 12 月に欧州議会の第 2 読会において採択された廃電池指令案には、適用除外項目が設定されているものの、ニカド電池の禁止が含まれている。有用性の高いニカド電池が指令案で使用禁止となることのないよう、昨年に引き続き注視する必要がある。また、一次電池 (アルカリ

電池やマンガン電池等の使い捨て電池)の回収・リサイクル義務などについては、これらが過大な社会コスト増につながりかねない等の指摘もなされている。これら問題については必要以上に貿易制限的にならぬよう引き続き同改正案の動向に注意していく必要がある。

＜最近の動き＞

2004年に引き続き、2005年3月の日EU規制改革対話において、我が方の懸念を伝えたところである。

(2) エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求設定枠組み指令 (EuP) 案

＜措置の概要＞

2003年8月1日、欧州委員会は、以前より検討してきた「電気・電子機器のエコデザイン指令案」と「最終使用製品のエネルギー効率化指令案」を一本化した形で、「エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求事項の設定のための枠組みを設けることに関する欧州議会及び理事会指令案」(EuP (Energy-using Products) 指令案)を採択した。同枠組み指令案は、その後、欧州議会及び理事会で審議され、2005年8月に採択された。同枠組み指令では、採択後、実施措置の策定及び各国実施法の制定に24カ月程度の猶予期間を予定していることから、欧州委員会では、2007年からの加盟国による実施を目指している。

本指令は、製品・機器の分野に横断的な事項等を定める「枠組み指令」に関するものであり、個別の製品・機器に対する具体的な規制内容は、今後、「実施措置指令」として順次採択されていくこととなる。実施措置指令では、対象となる製品に応じて、①ライフサイクル全体にわたる環境側面について、網羅的なアセスメントの実

施により環境性能向上を図るエコデザイン要求(包括的なエコデザイン要求)、②ライフサイクルの諸段階で特定の環境側面に着目したエコデザイン要求(特定のエコデザイン要求)(例えば電気製品使用時のエネルギー効率等)の、何れか又は両方が当該製品に対する具体的な規制内容(エコデザイン要求)として規定される見込みである。

なお、本指令の対象となる「エネルギー使用製品」には、エネルギー(電気、化石燃料(石油・ガス)、再生可能燃料)の投入により機能するあらゆる製品に加え、エネルギー使用製品に組み込まれる部品で、それ自体でも上市され、単独で環境性能が評価できるものも含まれる。ただし、自動車を含む陸輸送機器(陸上・海上・航空)は、既存の法令や自主規制で十分取り組みが進んでいるとの理由により、現時点では対象外となっているが、将来的に当該指令における規制の必要性について検討していくことになっている。

＜国際ルール上の問題点＞

EU域内企業に比し域外企業が不利に扱われることとならぬよう、将来の実施対策指令の策定に当たって域外事業者の意見が正当に反映されることが明確に担保される必要がある。

＜最近の動き＞

2004年に引き続き、2005年3月に行われた日EU規制改革対話において、日本側から、実施措置指令の策定に係る対象製品・スケジュールなどの情報提供や指令の策定へのコミットメント、また、指令7条の適合性評価(Conformity assessment)や同9条の整合規格(Harmonized Standard)において、ヨーロッパの域内規格と同様に、IECやISO等の国際規格を使用しても要求事項を満たせるようにすること、また、対

象製品の環境性能を評価するための手法や測定方法、或いは言葉の定義などは、ISO や IEC 等の国際標準を最優先すること等を要請した。

(3) 化学品規制 (REACH)

<措置の概要>

欧州委員会は、2001 年 2 月、化学物質のリスク評価・管理強化を内容とする「今後の化学政策の戦略」を発表し、2003 年 5 月には、新たな化学品規制 (REACH: Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals) 案を公表した。その後のインターネット・コンサルテーションで世界各国から寄せられたコメントを踏まえて当該案は修正され、2003 年 10 月 29 日に欧州委員会としての最終案が採択された。本規制案は同年 11 月に欧州議会及び理事会に提出され、現在、法制化手続が進められている。

この規制案の特徴は、以下の点にまとめられる。

- ① 現行の既存化学物質と新規化学物質の規制体系を共通化し、事業者当たり年間累計 1 トン以上製造又は輸入される化学物質に対し、登録を義務付ける。さらに、年間累計 10 トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性評価書の作成を義務付ける。
- ② 従来、行政府が担ってきた既存化学物質の安全性評価の責務を、産業界に課す。
- ③ リスク評価を化学物質の製造者・輸入者だけでなく、その需要業界にも義務付ける。
- ④ 一定の要件の下で、危険性を有する成型品 (article) 中の化学物質についても登録を義務付ける。
- ⑤ 加盟国当局が登録内容を評価し、登録者に追加の試験や情報の提出を要求できるようにする。
- ⑥ 発がん性などの懸念が極めて高い一定の化学物質については、個々の用途毎に市場への

供給を認可するシステムを導入する (産業界においてリスクが極めて小さいこと等が証明できない限り、市場への供給が禁止される)。

<国際ルール上の問題点>

本規制案については、人の健康・環境の保護という理念については理解できるものの、目的の達成のために必要である以上に過剰な義務が課されるおそれがある点、輸入品に不利な待遇を与えるおそれがある点等の問題点がある。特に、成型品 (article) に含まれる化学物質の取扱を定める条文 (第 6 条) には一般的、抽象的な表現が多用されており、運用次第では必要以上に貿易制限的な効果を持つおそれがある。

我が国を含めた他国の制度においても、成型品に係る規制は実施されているが、対象となる成型品は限定されている。これに対し、本規制案では成型品の種類での限定は行われておらず、規制の対象となる化学物質が多数にのぼることから、他国の制度に比べ輸入業者に対して大きな負担を課すものであり、結果として必要以上に貿易制限的となるおそれがある (TBT 協定第 2.2 条)。また、第 6 条では、成型品に含まれる化学物質が「上流企業によって既に登録されている」場合、登録の適用除外を認めているが、この適用除外規定の対象となるのは事実上域内製造業者に限られている。同一の含有化学物質であっても、域内成型品製造業者が用いる場合には登録が不要となるのに対し、成型品輸入業者の場合には新規に登録を行わなければならないケースが発生することから、当該規定が域内成型品製造業者に比し成型品輸入業者に対して過剰な負担を課すおそれがある。さらに、第 5 条 3 項では、ポリマーを構成する原料モノマーの登録が求められているが、成型品の場合と同様に、域内ポリマー製造業者に比してポリマー輸入業者に対して、過剰な負担を課すおそ

れがある。(内国民待遇原則：TBT 協定第 2.1 条、ガット第 3 条 4 項)。

<最近の動き>

我が国は、2004 年 1 月 21 日に、欧州委員会が REACH 規則案を WTO に正式通報したことを受けて、同年 6 月 21 日に修正案を提出した。また、同年 10 月以降我が国修正案につき、EU 加盟国、欧州議会議員等への働きかけを続けている。

規制案については、2005 年 9 月に欧州議会において審議が開始され、同月には英国（欧州理事会議長国）より妥協テキスト案が提案された。11 月 17 日に欧州議会本会議（第一読会）にて投票が行われ、12 月 13 日に欧州競争力理事会にて一定の政治的合意がなされたところであり、これらの採決において、一物質一登録の考え方が盛り込まれるなど我が国懸念事項の改善が一部図られた。今後、2006 年 5 月に欧州理事会での共通の立場について合意された後、2006 年秋に欧州議会本会議（第二読会）、欧州理事会と欧州議会との間で最終的な合意形成がなされる予定となっており、規則の採択は 2007 年春頃となる見込みとなっている。我が国としては、今後とも EU 内での審議状況に応じて必要な働きかけを行っていくこととしている。

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制

<措置の概要>

EU は、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境のないテレビ指令」89.552. EEC（修正指令 97.36.EC）により、テレビ放映時間の半分を超える時間を、実行可能な場合に

かつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めている（ただし、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く）。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも 60 % を欧州制作分としなければならない、また、仏語放送を全体の 40 % 以上としなければならないと規定している（1992 年 1 月 18 日の政令 NO. 86-1067）。

<国際ルール上の問題点>

EU は AV 分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇（MFN）例外登録も行っているため、上記措置が WTO 協定違反とはいえない。しかしながら、サービス協定は全てのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取り組みが望まれる。

なお、MFN は、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の一つであり、WTO 協定における基本原則である。MFN 免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN 免除は時限的なもので、原則として 10 年を超えてはならないとしている。

<最近の動き>

欧州委員会は 2003 年 12 月 15 日、「オーディオ・ビジュアル部門の欧州法規に関する政策の今後 [COM (2003) 784]」と題されたコミュニケーションを採択した。

同文書の提案に基づき、欧州委員会は① 2004 年 3 月に欧州の映画産業に関するコミュニケーションを採択した。同コミュニケーションは、音響・映像部門への国庫補助制度をさらに 3 年間（2007 年 6 月 30 日まで）延長するとともに、加盟国の所管当局、映画産業等が映画作品の保

存の重要性を強調していることから、「映画遺産に関する欧州議会・理事会勧告」を採択することを提案している。また、②2004年5月に、「欧州オーディオ・ビジュアル・情報産業の競争力との関連での未成年者の保護、人間の尊厳、反論権に関する欧州議会・理事会勧告案」も採択し、あらゆるメディアにおいて、性別や民族、宗教、ハンディキャップ、年齢などに基づく差別に対する戦いを呼びかけている。更に「国境なきテレビ指令」の改訂のための指令案を準備するため、その他のより慎重な検討を要する問題に関しては、専門家への諮問や、外部の機関への調査の委託が2003年来行われていたところ、2005年12月に新指令案である「視聴覚メディア指令案」が採択された。上述のとおり、EUにおける文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国はWTOサービス交渉において、EUに自由化約束の向上を行うよう求めている。

地域統合

(1) 譲許税率の引き上げ

<措置の概要>

2004年5月1日、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、エストニア、スロバキア、スロベニア、キプロス及びマルタの10カ国がEUに新たに加盟した。1973年より累次行われてきたEU拡大の場合と同様、今回も新規加盟国の関税がEUの共通関税に置き換えられたため、一部品目について関税（譲許税率）が引き上げられる結果となった。ガット第28条1項の定めによれば、事前に関係国と交渉し、かつ合意することにより、譲許税率を引き上げることができるものとされていることから、我が国はEU拡大前の交渉妥結を目指し、

2003年7月から数回にわたり非公式協議をEU側と行い、ガット第24条第6項に定める交渉の早期開始と交渉の基礎となる関連データの提供を求めた。しかし、EUは我が国を始めとする関係国と交渉を終了させることなく、新規加盟国における関税の引き上げがなされたため、EU拡大後、補償措置が施行されるまでの約1年8ヶ月もの間、対EU輸出企業は一方的に引き上げられた関税を徴収される損害を被る結果となった。なお1995年のEU拡大時にも、EUは米国等一部の国を除いて何ら事前の交渉を行うことなく、新規加盟国における関税の引上げがなされた。

<国際ルール上の問題点>

EU拡大に伴う一方的な関税の引き上げは、譲許税率を引き上げる場合にガット第28条に定める手続きにより補償の調整を義務づけているガット第24条第6項に整合的でない。

<最近の動き>

EUは2004年1月、同5月のEU拡大以降に適用される譲許表案及び関連貿易データをWTO事務局に通報し、加盟各国に配付された。これを受け、我が国は同年4月に補償の調整の対象候補品目リストを提示したが、EU側は内外の調整が難航していることを理由に回答を留保した。ようやく2004年12月、EUより補償の措置案の提示がなされたが、補償品目は極めて限定的であったため、我が国としては、2005年2月に追加的な補償措置を改めて要求し、3品目（カムコーダ、一定のデジタルカメラ、製版用フィルム）につき4年間の関税削減を行うことで実質合意に至った。その後もEUの内部手続きに時日を要し、12月のEU理事会における採択を経て、本年1月1日より実施されている。

なお、2007年にもブルガリア、ルーマニアの

EU 加盟が予定されているところ、我が国としては、ガット第 24 条 6 項及び 28 条との整合性を確保するよう、EU と協議を継続し、働きかけを行っていく必要がある。

(2) AD 措置の自動的拡大

EU は、2004 年 5 月の加盟国拡大に伴い、現在の EU 加盟国において適用している AD 措置を、新規加盟国（10 カ国）にも自動的に適用したが、これは AD 協定違反であるとする。（詳細は当章「アンチ・ダンピング」参照）

(3) ポーランドの自動車関税引上げ

<措置の概要>

ポーランドは、EU－ポーランド連合協定の暫定協定発効（1992 年 3 月）の 2 カ月前に、自動車の輸入関税（非譲許）を 15 %から 35 %に上げた。かかる措置により EU 域外産自動車については 35 %の関税を一律に賦課することとした一方で、EU 域内産自動車に対しては、上記協定の適用により、段階的な関税引下げ（1994 年以降段階的引き下げ、1998 年 20 %、1999 年 15 %、2002 年に 0 %）及び約 3 万台の輸入無税枠を設定（1993 年 1 月導入、毎年枠を拡大）した。

<国際ルール上の問題点>

このように暫定協定締結時に近接して関税が引き上げられたことは、ガット第 24 条 5 項「関税は自由貿易協定締結の前より高度になってはならない」の規定に違反する疑いがある。本暫定協定発効の時点では関税は既に引き上げられていることから、ガット第 24 条 5 項(b)の規定には違反しないとの主張も理解できるが、本件関税引き上げが本暫定協定の署名（1991 年 12 月）後に行われていることからみて本件関税引上げは本暫定協定締結に伴ったものであるととらえ

る方が自然であると考えられる。

なお、本問題については、1994 年 11 月のガット理事会において、インドがパネルの設置を要求し、同理事会においてパネルが設置された。さらに、1995 年 9 月、インドは WTO の下で改めてポーランドに対してガット第 23 条に基づく協議要請を行った。その後、1996 年 8 月、両国から相互に満足のいく解決（ポーランドが GSP 適用対象国向けに優遇税率による特別枠を設定）が得られた旨の通報があった。

<最近の動き>

我が国はポーランド政府に対して、日本産自動車と EU 域内産自動車との関税格差が拡大し 35 %となっている状況は問題であり、今後の日－ポ間の貿易、投資をはじめとした経済交流促進のためには、ポーランド側の努力により、早期に本問題を解決させる必要がある旨主張してきたが、結局改善が見られぬまま、2004 年 5 月にポーランドの EU 加盟に伴い、EU の対外共通関税が適用されることとなった。今後 2007 年にもブルガリア、ルーマニアの EU 加盟が予定されており、更なる加盟交渉も実施されているところ、同様に対外的障壁が不必要に高まることのないよう、注視していく必要がある。